平成２１年（フ）第１０２号
兵庫県朝来市和田山町枚田1343番地　市営住宅201号室
債務者　田原　良信
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
徳島県吉野川市川島町桑村2598番地
債務者　池上　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２０号
徳島県吉野川市川島町桑村2598番地
債務者　池上　健一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３３号
徳島市大原町千代ケ丸山19番地の13
債務者　鎌田　満夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３４号
徳島市大原町千代ケ丸山19番地の13
債務者　鎌田美津代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７号
徳島県阿波市阿波町高垣187番地７
債務者　十川　　健
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４６号
徳島市南矢三町３丁目５番20―354号
債務者　蔭西　明美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４７号
徳島市末広４丁目１番31―333号
債務者　登盛　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８号
徳島県板野郡北島町北村字大黒61番地７
債務者　伊藤　晴規
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１号
徳島市国府町早淵537番地の１
債務者　森脇　未佳（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
徳島市昭和町１丁目85番地
債務者　髙口　英次
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡844番地第４
債務者　古田口千恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４５号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地１キャステールＴＡＫＡビル201号
債務者　濱崎　　唯
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市浜玉町東山田935番地８、前住所佐賀県唐津市湊町240番地１
債務者　原田　美保
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１４８号
沖縄県うるま市与那城屋慶名467番地105、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字美浜15番地15　Ｄ―12
債務者　松田さつき
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５９号
沖縄県沖縄市上地３丁目17番８号
債務者　計　　律子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７１号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目３番27号　コーポ山善302
債務者　高江洲智子（旧姓仲座）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで　那覇地方裁判所沖縄支部